

# 四国地区土地政策推進連携協議会

## 第6回総会（臨時）

令和4年8月5日（金）

書面会議

# 四国地区土地政策推進連携協議会 第6回総会(臨時)

## 次 第

日 時:令和4年8月5日(金)

方 法:書面会議

議案(1) 組織拡充に関する規約改正について

P1

議案(2) 情報提供等

P1

## 議案（1） 組織拡充に関する規約改正について

所有者不明土地法の一部改正が令和4年4月27日に成立（同年5月9日公布）したことに伴い、協議会の体制を充実させることが求められている。今回、市町村等の加入により組織拡充を図るため、規約の改正を行う。（詳細は別紙1参照）

## 議案（2） 情報提供等

- ・財務局からの情報提供について（詳細は別紙2参照）
- ・【参考】四国地区土地政策推進連携協議会の活動等について（詳細は別紙3参照）

## (案)

※以下、赤字部分は今回改正箇所

## 四国地区土地政策推進連携協議会規約

## (名称)

第1条 本会は、四国地区土地政策推進連携協議会と称する。

## (目的)

第2条 本会は、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号(令和4年4月27日改定)。以下「所有者不明土地法」という。)」の適正かつ円滑な施行を図るとともに、地方公共団体が行う用地業務、地籍調査等の土地政策を推進するため、関係する行政機関及び団体が連携することにより、もって当該業務の円滑な遂行に寄与することを目的とする。

## (活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 一 所有者不明土地法の施行に関する情報共有及び支援
- 二 前号に掲げるもののほか、所有者不明土地問題の解決に関する情報共有及び支援
- 三 地方公共団体等の用地業務、地籍調査等の円滑な遂行のための情報共有及び支援
- 四 その他土地政策の円滑な遂行のための情報共有及び支援
- 五 前各号に関する相談体制(ネットワーク)の構築、相談窓口の設置

## (構成員等)

第4条 本会は、別表1に掲げる会員及び協力会員(以下、「構成員」という。)並びに準会員をもって構成する。

- 2 協力会員は、本会の求めに応じて、専門的知見をもって助言等を行う者とする。
- 3 準会員は、総会で参加を認められた者とする。

## (会長)

第5条 会長は、国土交通省四国地方整備局長をもってこれに充てる。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 3 会長に事故等があり職務を遂行することができないときは、あらかじめ会長の指名する者が職務を代行する。

## (総会)

第6条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、構成員をもって構成する。

- 2 通常総会は、原則として毎年1回会長の定める時期に開催する。
  - 3 臨時総会は、会長が必要と認めるときに開催する。
  - 4 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を求めることができる。
  - 5 総会は、必要に応じて書面により開催することができる。
  - 6 総会は、次の各号に掲げる事項を決定する。
- 一 本規約の改正

# (案)

※以下、赤字部分は今回改正箇所

- 二 構成員等の加入・退会
- 三 幹事会から提出された議案
- 四 その他重要な事項

## (幹事会)

第7条 総会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成し、必要に応じて会長が開催する。
- 3 会長が必要と認めるときは、幹事以外の者に出席を求めることができる。
- 4 幹事会は、四国地方整備局用地部用地調整官が座長として主宰する。
- 5 幹事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
  - 一 本会の活動内容の調整及び執行に関する事項
  - 二 総会に提出する議案に関する事項
  - 三 総会が幹事会に委任した事項
  - 四 前各号に掲げるもののほか、会務の執行に関する事項

## (分科会・作業部会)

第8条 本会は、第3条に掲げる事項に関する事務を行うための分科会又は作業部会を設けることができる。

## (事務局)

第9条 協議会の事務局は、四国地方整備局用地部用地企画課に置く。

- 2 事務局は本会運営のための事務を行う。

## (その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この規約は、平成31年2月7日から施行する。

## 附 則

この規約は、令和4年5月18日から施行する。

## 附 則

この規約は、令和4年8月●日から施行する。

# (案)

※以下、赤字部分は今回改正箇所

別表1(第4条第1項関係)

## 四国地区土地政策推進連携協議会 構成員等名簿

### 一. 会員

#### 国の機関

機関名	摘要
国土交通省	
法務省	
財務省	
農林水産省	

#### 県の機関

機関名	摘要
徳島県	
香川県	
愛媛県	
高知県	

### 二. 協力会員

団体名	摘要
四国弁護士会連合会	
日本司法書士会連合会四国ブロック会	
日本土地家屋調査士会連合会 四国ブロック協議会	
四国不動産鑑定士協会連合会	
一般社団法人日本補償コンサルタント協会 四国支部	
日本行政書士会連合会 四国地方協議会	
公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会	
公益社団法人香川県宅地建物取引業協会	
公益社団法人愛媛県宅地建物取引業協会	
公益社団法人高知県宅地建物取引業協会	
公益社団法人全日本不動産協会徳島県本部	
公益社団法人全日本不動産協会香川県本部	
公益社団法人全日本不動産協会愛媛県本部	
公益社団法人全日本不動産協会高知県本部	

# (案)

※以下、赤字部分は今回改正箇所

## 三. 準会員

### 国の機関

機関名	摘要
林野庁	

### 市町村

徳島県				
徳島市	鳴門市	小松島市	阿南市	吉野川市
阿波市	美馬市	三好市	勝浦町	上勝町
佐那河内村	石井町	神山町	那賀町	牟岐町
美波町	海陽町	松茂町	北島町	藍住町
板野町	上板町	つるぎ町	東みよし町	

香川県				
高松市	丸亀市	坂出市	善通寺市	観音寺市
さぬき市	東かがわ市	三豊市	土庄町	小豆島町
三木町	直島町	宇多津町	綾川町	琴平町
多度津町	まんのう町			

愛媛県				
松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市
西条市	大洲市	伊予市	四国中央市	西予市
東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町
内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町

高知県				
高知市	室戸市	安芸市	南国市	土佐市
須崎市	宿毛市	土佐清水市	四万十市	香南市
香美市	東洋町	奈半利町	田野町	安田町
北川村	馬路村	芸西村	本山町	大豊町
土佐町	大川村	いの町	仁淀川町	中土佐町
佐川町	越知町	檮原町	日高村	津野町
四万十町	大月町	三原村	黒潮町	

# (案)

※以下、赤字部分は今回改正箇所

別表2(第7条第2項関係)

## 四国地区土地政策推進連携協議会 幹事会名簿

機関名	担当部局	摘要
国土交通省	四国地方整備局用地部 建政部	
法務省	高松法務局民事行政部	
財務省	四国財務局管財部	
農林水産省	中国四国農政局 経営・事業支援部	
徳島県	県土整備部、農林水産部	
香川県	土木部、環境森林部	
愛媛県	土木部	
高知県	土木部	

## 四国地区土地政策推進連携協議会規約(案) 新旧対照表

(下線部分は今回変更箇所)

変更後	変更前
四国地区土地政策推進連携協議会規約	四国地区土地政策推進連携協議会規約
(名称) 第1条 本会は、四国地区土地政策推進連携協議会と称する。	(名称) 第1条 本会は、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号(令和4年4月27日改定))以下「所有者不明土地法」という。」の適正かつ円滑な施行を図るとともに、地方公共団体が行う用地業務、地籍調査等の土地政策を推進するため、関係する行政機関及び団体が連携することにより、もって当該業務の円滑な遂行に寄与することを目的とする。
(目的) 第2条 本会は、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号(令和4年4月27日改定))以下「所有者不明土地法」という。」の適正かつ円滑な施行を図るとともに、地方公共団体が行う用地業務、地籍調査等の土地政策を推進するため、関係する行政機関及び団体が連携することにより、もって当該業務の円滑な遂行に寄与することを目的とする。	(目的) 第2条 本会は、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号(令和4年4月27日改定))以下「所有者不明土地法」という。」の適正かつ円滑な施行を図るとともに、地方公共団体が行う用地業務、地籍調査等の土地政策を推進するため、関係する行政機関及び団体が連携することにより、もって当該業務の円滑な遂行に寄与することを目的とする。
(活動) 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。 一 所有者不明土地法の施行に関する情報共有及び支援 二 前号に掲げるもののほか、所有者不明土地問題の解決に関する情報共有及び支援 三 地方公共団体等の用地業務、地籍調査等の円滑な遂行のための情報共有及び支援 四 その他土地政策の円滑な遂行のための情報共有及び支援 五 前各号に関する相談体制(ネットワーク)の構築、相談窓口の設置	(活動) 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。 一 所有者不明土地法の施行に関する情報共有及び支援 二 前号に掲げるもののほか、所有者不明土地問題の解決に関する情報共有及び支援 三 地方公共団体等の用地業務、地籍調査等の円滑な遂行のための情報共有及び支援 四 その他土地政策の円滑な遂行のための情報共有及び支援 五 前各号に関する相談体制(ネットワーク)の構築、相談窓口の設置
(構成員) 第4条 本会は、別表1に掲げる会員及び協力会員(以下、「構成員」という。)をもつて構成する。 1 協力会員は、本会の求めに応じて、専門的知見をもつて助言等を行う者とする。 2 準会員は、本会で参加を認められた者とする。	(構成員) 第4条 本会は、別表1に掲げる会員及び協力会員(以下、「構成員」という。)をもつて構成する。 1 協力会員は、本会を代表し、会務を統括する。 2 会長に事故等があり職務を遂行することができないときは、あらかじめ会長の指名する者が職務を代行する。
(会長) 第5条 会長は、国土交通省四国地方整備局長をもつてこれに充てる。 1 会長は、本会を代表し、会務を統括する。 2 会長に事故等があり職務を遂行することができないときは、あらかじめ会長の指名する者が職務を代行する。	(会長) 第5条 会長は、国土交通省四国地方整備局長をもつてこれに充てる。 1 会長は、本会を代表し、会務を統括する。 2 会長に事故等があり職務を遂行することができないときは、あらかじめ会長の指名する者が職務を代行する。
(総会) 第6条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、構成員をもつて構成する。 1 通常総会は、原則として毎年1回会長の定める時期に開催する。 2 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。 3 会長が必要と認めたときは、構成員以外の者に出席を求めることができる。 4 総会は、必要に応じて書面により開催することができる。 5 総会は、必要に応じて書面により開催することができる。 6 総会は、次の各号に掲げる事項を決定する。	(総会) 第6条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、構成員をもつて構成する。 1 通常総会は、原則として毎年1回会長の定める時期に開催する。 2 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。 3 会長が必要と認めたときは、構成員以外の者に出席を求めることができる。 4 総会は、必要に応じて書面により開催することができる。 5 総会は、必要に応じて書面により開催することができる。 6 総会は、次の各号に掲げる事項を決定する。
- 本規約の改正	- 本規約の改正

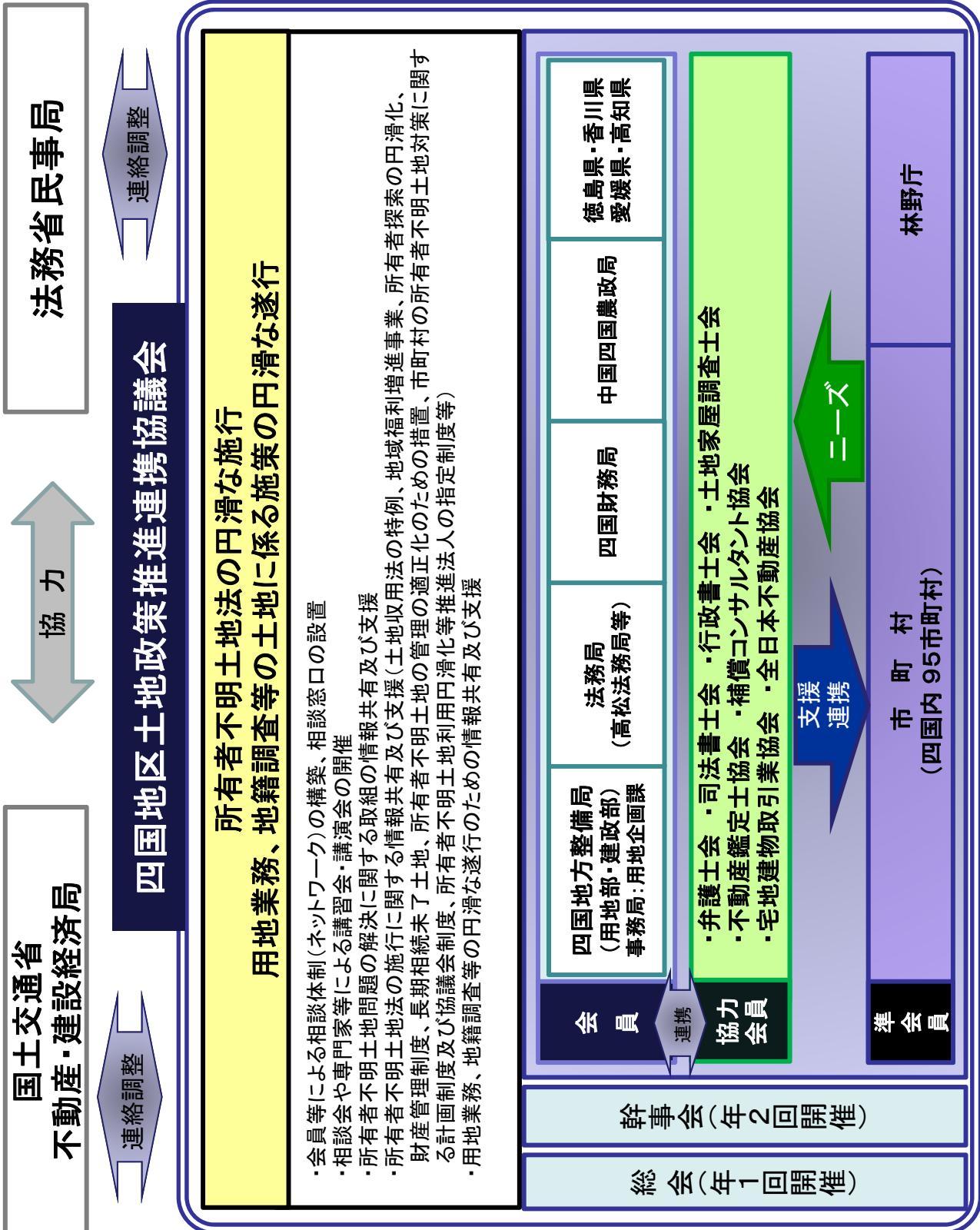
変更前	変更後
<p>二 構成員等の加入・退会</p> <p>三 幹事会から提出された議案</p> <p>四 その他重要な事項</p>	<p>二 構成員の加入・退会</p> <p>三 幹事会から提出された議案</p> <p>四 その他重要な事項</p>
(幹事会)	(幹事会)
<p>第7条 総会の下に幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成し、必要に応じて会長が開催する。</p> <p>3 会長が必要と認めるときは、幹事以外の者に出席を求めることができる。</p> <p>4 幹事会は、四国地方整備局用地部用地調整官が座長として主宰する。</p> <p>5 幹事会は、四国地方整備局用地部用地調整官が座長として主宰する。</p>	<p>第7条 総会の下に幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成し、必要に応じて会長が開催する。</p> <p>3 会長が必要と認めるときは、幹事以外の者に出席を求めることができる。</p> <p>4 幹事会は、四国地方整備局用地部用地調整官が座長として主宰する。</p> <p>5 幹事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p>
(会員)	(会員)
<p>一 本会の活動内容の調整及び執行に関する事項</p> <p>二 総会に提出する議案に関する事項</p> <p>三 総会が幹事会に委任した事項</p> <p>四 前各号に掲げるもののほか、会務の執行に関する事項</p>	<p>一 本会の活動内容の調整及び執行に関する事項</p> <p>二 総会に提出する議案に関する事項</p> <p>三 総会が幹事会に委任した事項</p> <p>四 前各号に掲げるもののほか、会務の執行に関する事項</p>
(分科会・作業部会)	(分科会・作業部会)
<p>第8条 本会は、第3条に掲げる事項に関する事務を行うための分科会又は作業部会を設けることができる。</p>	<p>第8条 本会は、第3条に掲げる事項に関する事務を行うための分科会又は作業部会を設けることができる。</p>
(事務局)	(事務局)
<p>1 協議会の事務局は、四国地方整備局用地部用地企画課に置く。</p> <p>2 事務局は本会運営のための事務を行う。</p>	<p>1 協議会の事務局は、四国地方整備局用地部用地企画課に置く。</p> <p>2 事務局は本会運営のための事務を行う。</p>
(その他)	(その他)
<p>第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に關し必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に關し必要な事項は、会長が別に定める。</p>
附 則	附 則
この規約は、平成31年2月7日から施行する。	この規約は、令和4年5月18日から施行する。
附 則	附 則
この規約は、令和4年5月18日から施行する。	この規約は、令和4年5月18日から施行する。
附 则	附 则
この規約は、令和4年8月●日から施行する。	この規約は、令和4年8月●日から施行する。

変更後		変更前	
		別表1(第4条第1項関係) 四国地区土地政策推進連携協議会 構成員等名簿	
一、会員		別表1(第4条第1項関係) 四国地区土地政策推進連携協議会 構成員等名簿	
		一、会員	
		國の機関	
		機関名	摘要
<u>国土交通省</u>		国土交通省	
<u>法務省</u>		法務省	
<u>財務省</u>			
<u>農林水産省</u>			
		県の機関	
		機関名	摘要
<u>徳島県</u>		徳島県	
<u>香川県</u>		香川県	
<u>愛媛県</u>		愛媛県	
<u>高知県</u>		高知県	
		二、協力会員	
		國の機関	
		機関名	摘要
<u>四国弁護士会連合会</u>		四国弁護士会連合会	
<u>日本司法書士会連合会四国ブロック会</u>		日本司法書士会連合会四国ブロック会	
<u>日本土地家屋調査士会連合会 四国ブロック協議会</u>		日本土地家屋調査士会連合会 四国ブロック協議会	
<u>四国不動産鑑定士協会連合会</u>		四国不動産鑑定士協会連合会	
<u>一般社団法人日本補償コンサルタント協会 四国支部</u>		一般社団法人日本補償コンサルタント協会 四国支部	
<u>日本行政書士会連合会 四国地方協議会</u>		日本行政書士会連合会 四国地方協議会	
<u>公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会</u>		公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会	
<u>公益社団法人香川県宅地建物取引業協会</u>		公益社団法人香川県宅地建物取引業協会	
<u>公益社団法人愛媛県宅地建物取引業協会</u>		公益社団法人愛媛県宅地建物取引業協会	
<u>公益社団法人高知県宅地建物取引業協会</u>		公益社団法人高知県宅地建物取引業協会	
<u>公益社団法人全日本不動産協会徳島県本部</u>		公益社団法人全日本不動産協会徳島県本部	
<u>公益社団法人全日本不動産協会香川県本部</u>		公益社団法人全日本不動産協会香川県本部	
<u>公益社団法人全日本不動産協会愛媛県本部</u>		公益社団法人全日本不動産協会愛媛県本部	
<u>公益社団法人全日本不動産協会高知県本部</u>		公益社団法人全日本不動産協会高知県本部	

変更後		変更前	
三. 準会員	国の機関	機関名	摘要
林野庁			
市町村	徳島県		
徳島市	鳴門市	小松島市	吉野川市
阿波市	美馬市	三好市	勝浦町
佐那河内村	石井町	神山町	上勝町
美波町	海陽町	松茂町	牟岐町
板野町	上板町	つるぎ町	北島町
			藍住町
高松市	丸亀市	坂出市	東みよし町
さぬき市	東かがわ市	三豊市	観音寺市
三木町	直島町	宇多津町	小豆島町
多度津町	まんのう町		琴平町
香川県			
高松市	丸亀市	坂出市	善通寺市
さぬき市	東かがわ市	三豊市	土庄町
三木町	直島町	宇多津町	綾川町
多度津町	まんのう町		
愛媛県			
松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市
西条市	大洲市	伊予市	四国中央市
東温市	上島町	久万高原町	松前町
内子町	伊方町	松野町	鬼北町
			愛南町
高知県			
高知市	室戸市	安芸市	南国市
須崎市	宿毛市	土佐清水市	土佐市
香美市	東洋町	奈半利町	香南市
北川村	馬路村	芸西村	安田町
土佐町	大川村	いの町	大豊町
佐川町	越知町	仁淀川町	中土佐町
四十町	大月町	幡原町	津野町
		三原村	黒潮町

変更後	変更前																																																																																	
<p>別表2(第7条第2項関係)</p> <p>四国地区土地政策推進連携協議会 幹事会名簿</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>担当部局</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省</td> <td>四国地方整備局用地部 建設部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法務省</td> <td>高松法務局民事行政部</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>財務省</u></td> <td><u>四國財務局管財部</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>農林水産省</u></td> <td><u>中國四國農政局 経営・事業支援部</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>徳島県</td> <td>国土整備部、農林水産部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>香川県</td> <td>土木部、環境森林部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>愛媛県</td> <td>土木部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高知県</td> <td>土木部</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2(第7条第2項関係)</p> <p>四国地区土地政策推進連携協議会 幹事会名簿</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>担当部局</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省</td> <td>四国地方整備局用地部 建設部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法務省</td> <td>高松法務局民事行政部</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>財務省</u></td> <td><u>四國財務局管財部</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>農林水産省</u></td> <td><u>中國四國農政局 経営・事業支援部</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>徳島県</td> <td>国土整備部、農林水産部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>香川県</td> <td>土木部、環境森林部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>愛媛県</td> <td>土木部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高知県</td> <td>土木部</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	担当部局	摘要	国土交通省	四国地方整備局用地部 建設部		法務省	高松法務局民事行政部		<u>財務省</u>	<u>四國財務局管財部</u>		<u>農林水産省</u>	<u>中國四國農政局 経営・事業支援部</u>		徳島県	国土整備部、農林水産部		香川県	土木部、環境森林部		愛媛県	土木部		高知県	土木部		機関名	担当部局	摘要	国土交通省	四国地方整備局用地部 建設部		法務省	高松法務局民事行政部		<u>財務省</u>	<u>四國財務局管財部</u>		<u>農林水産省</u>	<u>中國四國農政局 経営・事業支援部</u>		徳島県	国土整備部、農林水産部		香川県	土木部、環境森林部		愛媛県	土木部		高知県	土木部		<p>別表2(第7条第2項関係)</p> <p>四国地区土地政策推進連携協議会 幹事会名簿</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>担当部局</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省</td> <td>四国地方整備局用地部 建設部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法務省</td> <td>高松法務局民事行政部</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>財務省</u></td> <td><u>四國財務局管財部</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>農林水産省</u></td> <td><u>中國四國農政局 経営・事業支援部</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>徳島県</td> <td>国土整備部、農林水産部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>香川県</td> <td>土木部、環境森林部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>愛媛県</td> <td>土木部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高知県</td> <td>土木部</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	担当部局	摘要	国土交通省	四国地方整備局用地部 建設部		法務省	高松法務局民事行政部		<u>財務省</u>	<u>四國財務局管財部</u>		<u>農林水産省</u>	<u>中國四國農政局 経営・事業支援部</u>		徳島県	国土整備部、農林水産部		香川県	土木部、環境森林部		愛媛県	土木部		高知県	土木部	
機関名	担当部局	摘要																																																																																
国土交通省	四国地方整備局用地部 建設部																																																																																	
法務省	高松法務局民事行政部																																																																																	
<u>財務省</u>	<u>四國財務局管財部</u>																																																																																	
<u>農林水産省</u>	<u>中國四國農政局 経営・事業支援部</u>																																																																																	
徳島県	国土整備部、農林水産部																																																																																	
香川県	土木部、環境森林部																																																																																	
愛媛県	土木部																																																																																	
高知県	土木部																																																																																	
機関名	担当部局	摘要																																																																																
国土交通省	四国地方整備局用地部 建設部																																																																																	
法務省	高松法務局民事行政部																																																																																	
<u>財務省</u>	<u>四國財務局管財部</u>																																																																																	
<u>農林水産省</u>	<u>中國四國農政局 経営・事業支援部</u>																																																																																	
徳島県	国土整備部、農林水産部																																																																																	
香川県	土木部、環境森林部																																																																																	
愛媛県	土木部																																																																																	
高知県	土木部																																																																																	
機関名	担当部局	摘要																																																																																
国土交通省	四国地方整備局用地部 建設部																																																																																	
法務省	高松法務局民事行政部																																																																																	
<u>財務省</u>	<u>四國財務局管財部</u>																																																																																	
<u>農林水産省</u>	<u>中國四國農政局 経営・事業支援部</u>																																																																																	
徳島県	国土整備部、農林水産部																																																																																	
香川県	土木部、環境森林部																																																																																	
愛媛県	土木部																																																																																	
高知県	土木部																																																																																	

# 【参考】四国地区土地政策推進連携協議会



# 四国地区土地政策推進連携協議会における 四国財務局の情報提供について

## 1. 目的

四国財務局では四国四県に所在する国有財産の売却等を行っており、当局ウェブサイトへの掲載のほか、不動産情報サイトとの連携や宅地建物取引業者の媒介契約等を活用した積極的な情報発信による売却先の探索を行っているところです。

こうした中、相続土地国庫帰属法（令和3年法律第25号）の施行等に伴い、今後、所管する国有財産の更なる増加が見込まれるため、売却促進のための新たな取組みとして、今般、土地政策推進連携協議会へ加入させていただくことといたしました。

四国地区土地政策推進連携協議会への加入後、四国財務局が実施する国有財産の売却情報や一時貸付け情報等について情報提供させていただきますので、可能な範囲で関係先の方への回覧や施設内への掲示等にご協力いただきますようお願いいたします。

## 2. 情報提供の内容

国有財産の売却情報や一時貸付け等の暫定活用に関する情報

## 3. 情報提供の方法

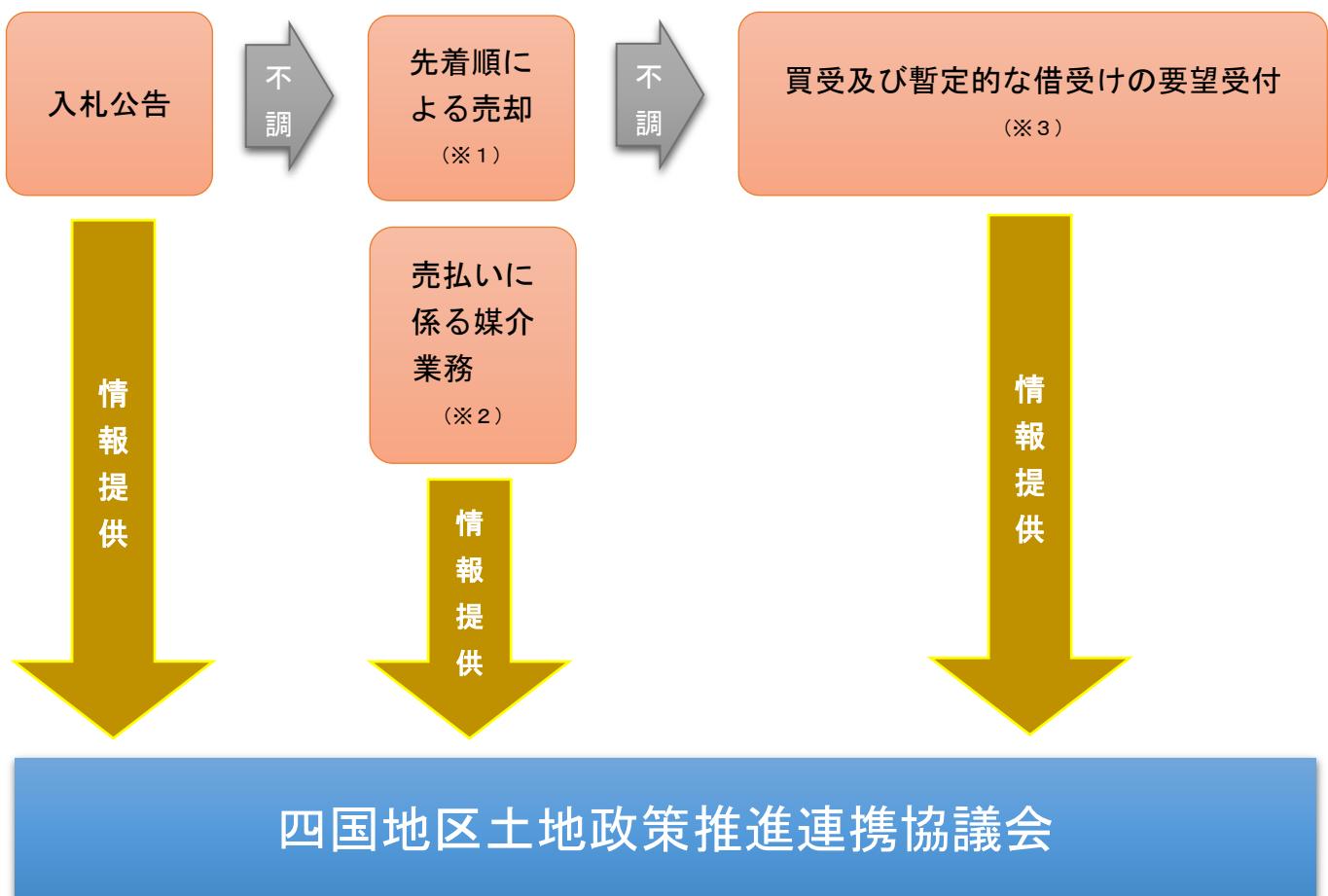
メールによる

- 四国財務局から四国地区土地政策推進連携協議会を経由して会員等へ情報提供を実施（市町村は各県経由）

## 4. その他

情報提供の頻度は、6回程度／年間を想定

## 四国地区土地政策推進連携協議会への情報提供（イメージ）



(※1)

先着順による売却とは、一般競争入札を実施した結果、売払相手方が決まらなかった物件を先着順にて売却するもの。

(※2)

売払いに係る媒介業務とは、一般競争入札を実施した結果、売払相手方が決まらなかった物件について、宅地建物取引業者に当該物件の売買の媒介を委託するもの。

(※3)

暫定的な借受けとは、利用できる機関や利用用途等により、「一時貸付け（3年以内）」、「3年を超える貸付け（3年超30年以内）」、「事業用定期借地権の設定による貸付け（10年以上30年以内）」の3種類の方法による貸付けを行うもの。

# 土地政策推進連携協議会について

## これまでの活動

- ・2019年1月、所有者不明土地法制定に伴い、全国10地区で地方整備局、法務局、地方公共団体、関係士業団体が連携して協議会を設立。
- ・年2回程度、講演会や講習会を実施し、法制度、学識経験者や有識者による所有者不明土地問題に関する取組等を紹介。

## 権利関係の複雑化、自然災害の激甚化、用地関係業務を支える官民関係者の減少等

### 所有者不明土地法の改正(令和4年4月27日成立、同年5月9日公布)

- ①活用する事業の拡充、②管理不全の改善、③推進体制の強化等

## ＜協議会活動の活性化の必要性＞

## 土地政策推進連携協議会

### ○協議会における活動内容(現場に役に立つ情報の提供等を図る)

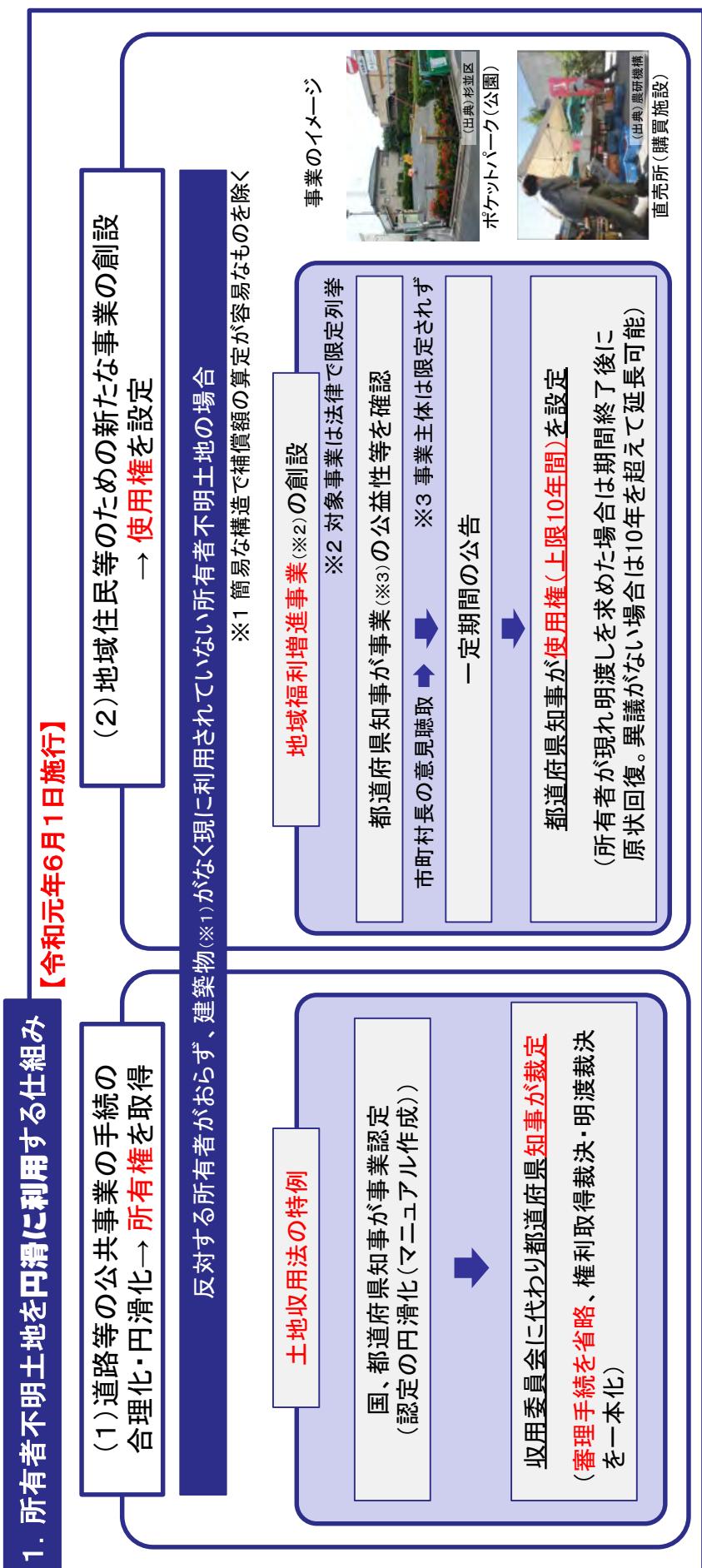
- ・所有者不明土地法の見直しや運用等に関する最新の情報提供等
- ・地方公共団体による所有者不明土地対策計画(仮称)の策定や、推進法人の指定制度の運用等への支援
- ・空き地活用の事例紹介など、所有者不明土地に限らず、広く低未利用土地の利活用の推進などを図るための情報提供(地籍調査を含む)等
- ・用地業務の促進につながるスキル、環境整備に関する情報提供等
- 体制の充実
- ・土地の利活用を図るため、関係士業団体に都道府県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会各地方本部を追加
- ・協議会において相談窓口を設置
- ・相談会の開催等による参加者の関係の構築 等



## 目指す成果

- ①国等と市町村のネットワーク化の推進
- ②低未利用土地をはじめとした土地の利活用プロジェクトの増加
- ③用地業務の課題の解決事例の増加
- ④参加関係者の知見共有などによる予算等の解決ツールの増加 等

## (参考1)所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の概要



## 1. 利用の円滑化の促進

### ① 地域福利増進事業の対象事業の拡充

- ・現行の広場や公民館等に加え、備蓄倉庫等の災害関連施設や再生可能エネルギー発電設備の整備に関する事業を追加



備蓄倉庫

### ② 地域福利増進事業の事業期間の延長 等

- ・購買施設や再生可能エネルギー発電設備等を民間事業者が整備する場合、土地の使用権の上限期間を現行の10年から20年に延長
- ・事業計画書等の縦覧期間を6月から2月に短縮



建築物のイメージ

### ③ 地域福利増進事業等の対象土地の拡大

- ・損傷、腐食等により利用が困難であり、引き続き利用されないと見込まれる建築物が存する土地であっても、地域福利増進事業や土地収用法の特例手続(收用委員会の審理手続を省略)の対象として適用

## 2. 災害等の発生防止に向けた管理の適正化

### ① 勘告・命令・代執行制度

- ・引き続き管理が実施されないと見込まれる所有者不明土地等について、周辺の地域における災害等の発生を防止するため、市町村長による勘告・命令・代執行制度を創設

### ② 管理不全土地管理制度に係る民法の特例

- ・引き続き管理が実施されないと見込まれる所有者不明土地等について、民法上利害関係人に限定されている管理不全土地管理制度の請求権を市町村長に付与

### ③ 管理の適正化のための所有者探索の迅速化

- ・上記の勘告等の準備のため、土地の所有者の探索のために必要な公的情報の利用・提供を可能とする措置を導入

## 3. 所有者不明土地対策の推進体制の強化

### ① 所有者不明土地対策に関する計画制度及び協議会制度

- ※予算関連
- ・市町村は、所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化等を図る施策に関し、所有者不明土地対策協議会の設置が可能

### ② 所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定制度

- ・市町村長は、特定非営利活動法人や一般社団法人等を所有者不明土地利用円滑化等推進法人として指定
- ・推進法人は、市町村長に対し、計画の作成の提案や管理不全土地管理制度の請求の要請が可能

### ③ 国土交通省職員の派遣の要請

- ・市町村長は、計画の作成や所有者探索を行う上で、必要に応じ、国土交通省職員の派遣の要請が可能

# (参考3)地方公共団体等に対する補助制度の創設(R4当初予算)

令和4年度予算額：71百円（新規）

## 背景・目的

- 所有者不明土地は、土地のニーズの低下と所有意識の希薄化が進む中、今後も更なる増加が見込まれ、公共事業の実施や民間の土地取引に大きな支障を及ぼすことから、その対策は喫緊の課題となっている。
- こうした中、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」において、所有者不明土地対策の推進体制の強化を図る制度や管理の適正化を図る制度を創設するなどを検討しているところ。
- 新たな仕組みを活用して所有者不明土地対策に取り組む地方公共団体等のための補助制度を創設し、取組の着実な推進を支援する。

経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)(抄)

所有者不明土地等対策について、基本方針※等に基づき、関係機関の体制整備も含めた所有者不明土地の円滑な利活用・管理を図るために組みの充実等を行う。※「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」(令和3年6月7日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定)

## 新たな仕組みの内容(案)

- 18 -

### 補助制度概要

- 補助対象事業者：地方公共団体、推進法人（※）等  
(※)市町村により指定された、使われていない土地の有効利用に取り組む法人
- 補助対象経費：
  - 「所有者不明土地対策計画」(仮称)に基づく以下の取組に関する経費
    - ・土地に関する実態把握調査
    - ・土地の所有者の探索や、土地の利活用のための手法等の検討
    - ・管理不全状態の解消  
(草木の伐採や残置物件の除去等)

- <補助率>
- 地方公共団体が実施主体の場合：国1/2、地方公共団体1/2
  - 推進法人等が実施主体の場合：  
国1/3、地方公共団体1/3、推進法人等1/3

※地方公共団体負担分について特別交付税を措置  
有効利用されていない土地 コンクリート擁壁が手入れされていない土地



# (参考4)地域づくりの新たな担い手の育成のためのモデル調査の実施(R4当初予算)

国土交通省  
令和4年度予算額：42百万円の内数  
令和3年度予算額：37百万円

## 背景

- 所有者不明土地対策については、市町村の人的資源等にも限界があるところ、地域において所有者不明土地対策や低未利用土地の利活用に取り組む法人の活躍が期待されているところ。
- こうした法人を「所有者不明土地利用円滑化等推進法人」(仮称)として市町村長が指定する制度の創設など、所有者不明土地対策の推進体制の強化を検討しているところ。

## 実施内容

### 取組例

地域において所有者不明土地対策や低未利用土地の利活用に取り組む「所有者不明土地利用円滑化等推進法人」(仮称)を発掘・育成するため、以下の要素を含む取組を先導的にを行う特定非営利活動法人等の活動費の一部を支援し、知見を収集して取りまとめを実施

- ① 対策が必要な土地の所有者探索や、低未利用土地の所有者と利用希望者のマッチング・コーディネート
- ② 宅建業者や弁護士・司法書士・土地家屋調査士等の専門家との恒常的な相談窓口の設置など、連携体制の構築
- ③ 管理代行等の収益事業や、地方公共団体における記名基金の募集など、継続的な活動に必要な資金調達方法の確立

取組：「特定非営利活動法人つるおかランドバンク」(山形県)の取組

- ・狭い道路の拡幅をコーディネート



取組：「特定非営利活動法人かみのやまランドバンク」(山形県)の取組

- ・低未利用土地に芝生を貼り、広場として整備



# (参考5)地籍調査の推進について

土地の境界等を明確にする地籍調査の実施は、災害後の迅速な復旧・復興、社会資本整備、土地取引の円滑化等のためにも重要であり、第7次国土調査事業十箇年計画（令和2年5月閣議決定）に基づき、地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入等を推進し、地籍調査の円滑化・迅速化を図る。

## 令和2年国土調査法等の改正

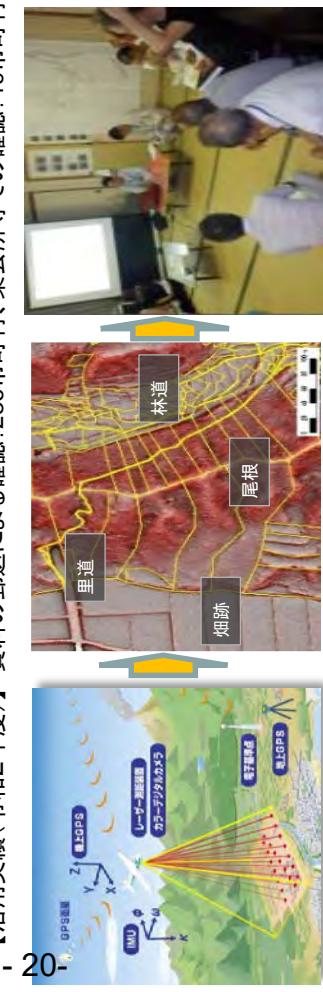
- 地籍調査の迅速化を図るため、新たな調査手続・調査手法を導入。  
・リモートセンシングデータを活用した調査手法の導入により、現地での測量作業を効率化。

【活用実績（令和2年度）】 11市町（うち1市で調査完了）

- ・土地所有者は、現地立会によらず、資料の郵送や集会所での確認が可能に。

【活用実績（令和2年度）】 資料の郵送による確認：236市町村、集会所等での確認：19市町村

- 20 -



航空レーザ測量の実施

筆界案等の資料の作成

- ・防災やまちづくりの観点から、道路等と民地との境界（官民境界）を先行的に調査（「街区境界調査」の創設）

【活用実績】  
令和2年度：6市  
令和3年度：28市町（予定）

→  
調査する官民の境界

官民境界の先行調査（イメージ）

## 第7次国土調査事業十箇年計画

計画事業量	□ 十箇年間で <b>15,000km<sup>2</sup></b>
進捗率目標	□ 優先実施地域での進捗率 現在：79% → <b>10年後：87%</b> （約9割）
	□ 調査対象地域全体での進捗率 現在：52% → <b>10年後：57%</b> （約6割）
	・新たな調査手続の活用、効率的な調査手法の活用の促進

- ・重点施策5分野と連携した地籍調査を戦略的に推進



## 【地籍調査予算】

令和3年度補正 50億円	(参考)令和2年度補正 38億円
令和4年度当初（予算案） 105.5億円	(参考)令和3年度当初 107億円

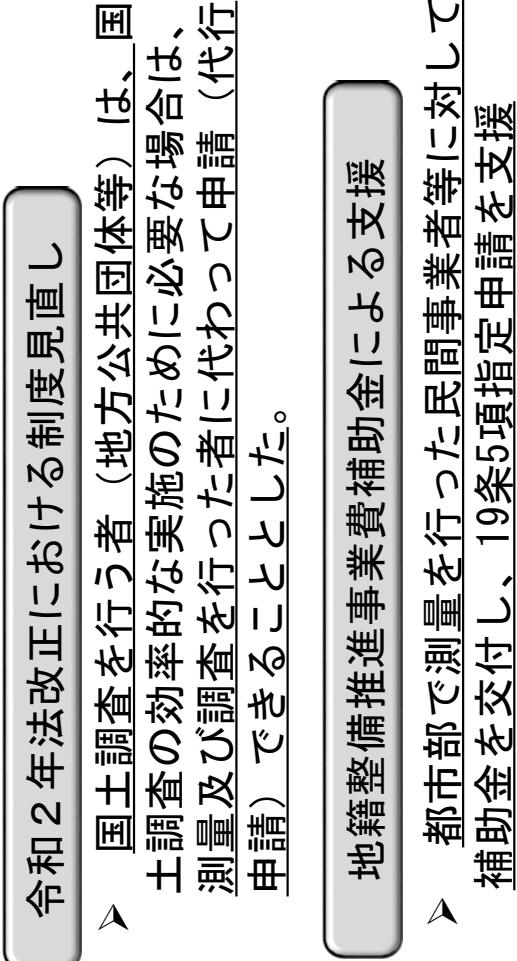
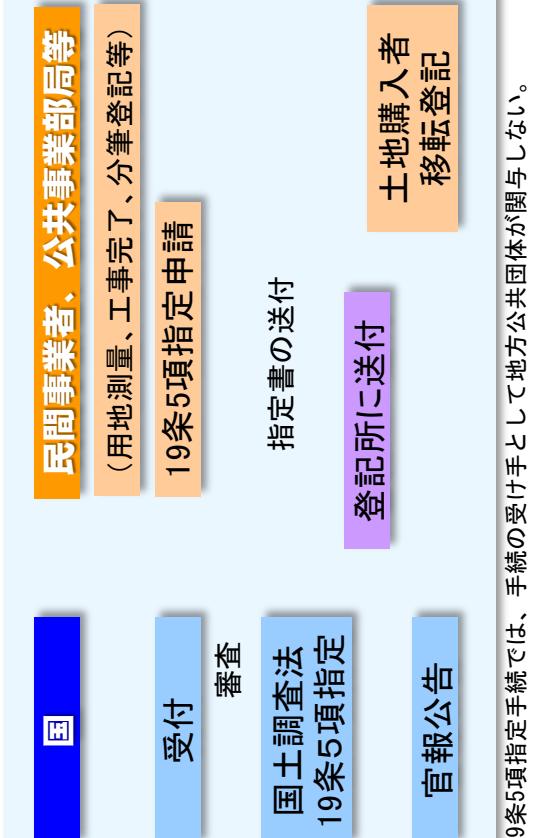
地籍調査の更なる円滑化・迅速化を図り、進捗を加速化

## (参考6)国土調査法19条5項指定を活用した地籍整備の取組

- 土地調査法では、土地に関する様々な測量・調査の成果について、その精度・正確さが国土調査と同等以上の場合に、当該成果を国土交通大臣等が指定(19条5項指定)することにより、地籍調査の成果と同等に取扱うことが可能。



### <19条5項指定の一般的な流れ>



※19条5項指定手続では、手続の受け手として地方公共団体が関与しない。

## (参考7)地籍整備推進調査費補助金制度の概要(平成22年度~)

○民間事業者等が積極的に19条5項指定を申請できるように、  
**19条5項指定申請に必要な測量・調査、成果の作成に係る経費に対し補助する制度**

→成果が地籍調査と同等以上の精度または正確さを有することが必要

## ○補助金の応募要件

**事業主体：地方公共団体、民間事業者等**

**対象地域：DID(人口集中地区)、又は、都市計画区域**

※ただし地籍調査等により既に不動産登記法第14条第1項で規定する地図が備え付けられている地域は除く

**面積要件：一地区あたり500m<sup>2</sup>以上  
補助率：地方公共団体1／3以内 民間事業者等1／2以内**

※ただし、地方公共団体の補助する額の1／2が限度  
(地方公共団体が補助制度を設けていることが必要)



※平成25年度より国から民間事業者等への直接補助  
(国1/3、民間事業者等2/3)を新設

## 【年度毎の予算額】

年度	予算額
H29	90百万円
H30	128百万円
R1	119百万円
R2	123百万円
R3	133百万円

19条5項指定申請等による地籍情報の整備に必要な以下の経費で、その行為が交付決定後に行われ、その年度中に行われている場合に限ります。(19条5項指定申請に必要な追加的経費だけでなく、測量・調査費用全体が補助対象)



## 補助対象経費

## 四国地区土地政策推進連携協議会 令和4年度活動計画

※新型コロナ感染症拡大防止対策の状況等により変更となることがあります。

行事等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総会(回数は通算)	第5回総会(臨時)				第6回総会(臨時)						第7回総会	
幹事会(回数は年度)	第1回幹事会(Websi鑑)				幹事会(臨時)						第2回幹事会	
<活動メニュー>												
①各県用対総会時の説明			5/20実施									
②よろづ相談会							開催予定	開催予定				
③講演会					6/2講演会開催				講演会開催予定			
④講習会										開催予定(香川、愛媛)	開催予定(高知)	